

(別表)

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会共同募金配分金助成事業
交付対象事業及び対象経費

1. 交付対象事業

事業	内容	対象経費
居場所支援事業	高齢者の見守りや生きがいづくり等を目的とした居場所づくり (例)・いきいきサロン	印刷代 謝金 茶菓子代 食材料費 会場使用料 燃料費 消耗品代 切手代 等
生活困窮者支援事業	生活困窮者等への生活支援を目的とした食の支援等 (例)・フードバンク、フードパントリー ・リユース (生活用品等)	印刷代 切手代 食材料費 燃料費 消耗品代 等
地域の防災・減災支援事業	小地域等対象とした災害に備えての備品整備及び研修会等	備品費 講師謝金 印刷代 切手代 消耗品代 等
子ども・若者支援事業	子ども・若者を対象とした居場所づくりや学習支援活動及び不登校・ひきこもりなどの相談支援等 (例)・子ども食堂 ・学習支援 ・生活相談	講師謝金 印刷代 備品費 会場使用料 食材料費 茶菓子 消耗品代 燃料費 教材費 通信費 等
課題を抱える人を対象とした支援事業	課題を抱える当事者を支援する活動及び、住民に向けた啓発活動等	講師謝金 印刷代 切手代 消耗品代 広報費 等
その他の支援事業	上記に該当しない地域支援活動、地域での支え合いの意識啓発活動等	講師謝金 印刷代 切手代 消耗品代 等

2. 交付対象外事業

- (1) 長野県共同募金会から直接配分を受けているもの
- (2) 営利を目的とするものや政治・宗教等の事業にあたるもの
- (3) 同一団体で複数の事業を申請した場合 (関連する事業を1事業として実施する場合はこの限りではない)
- (4) 介護保険事業・障がい福祉サービス等、公的な給付を受けている事業
- (5) 他の財源をもって実施することが適当と認められる事業

3 交付対象外経費

- (1) 人件費
- (2) 事務所維持費
- (3) 各種大会・研修会等参加費経費
- (4) 飲食費（食の支援等の事業はこの限りではない）
- (5) 個人が所有する物品類に係る車両燃料代・個人名義電話料などの経費（事業実施に係る経費はこの限りではない）
- (6) インターネット料金（契約料・接続料など）
- (7) 上部組織ならびに類似組織等への会費、負担金類
- (8) 他の事業者への事業委託金
- (9) 団体の維持・管理のみを目的とした経費